

令和８年度地域産業振興就労プロデューサー事業に係る提案書
審査委員会設置要領

(設置目的)

第１条 産業振興就労プロデューサー事業実施事業者を選定するにあたり、事業者からの提案書を審査するため、産業振興就労プロデューサー事業に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び運営)

第２条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

２ 委員会に委員長を置く。

３ 委員長は、久御山町副町長をもって充てる。

４ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(所掌事務)

第３条 委員会は、応募者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

(庶務)

第４条 委員会の庶務は、産業・環境政策課において処理する。

(その他)

第５条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

２ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

(別 表)

産業振興就労プロデューサー事業に係る提案書審査委員会委員名簿

非公表